

令和6年度 新発田市立佐々木中学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

この新発田市立佐々木中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国のいじめの防止等のための基本的な方針（H29.3改定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3）、新潟県いじめ防止基本方針（R3.7改定）を参酌し、学校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 具体的ないじめの態様

「いじめの防止等のための基本的な方針」には、次のような具体的な態様が例示されている。

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止への取組

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の3つを柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② 「学校評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ③ 校内研修において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図ると共に、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ④ 学校の「いじめへの対応」や「いじめを生まない体制」について、学校評価アンケートに位置付け定期的に点検を図るとともに、PDCAサイクルで見直し、改善を図る。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、生徒指導部会を核に、いじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任・学級担任・養護教諭・部活動指導にかかわる教職員・学校医・スクールカウンセラー

③ 役割

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、未然防止や早期発見、事案対処、あるいは、学校いじめ防止基本方針の見直し等の場面で、中核となる役割を担う。

④ 内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに関わる情報があったときには緊急会議を開いて、事実等の情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ 定期的で開催する「学校いじめ対策委員会」で、「いじめアンケートの結果」や「職員、生徒、保護者からの情報等」についての委員同士の共通理解を深め、個々の案件について話し合われた内容を記録として保管する。この「記録」とは別に、「いじめアンケートの結果」「教育相談やいじめに関わる生徒との面談の結果」についても、校長室金庫内の所定の位置に保管する。記録の内容を閲覧する場合には、あらかじめ管理職の許可を求めることを必要とし、「記録」簿は職員室外への持ち出しは禁止とする。

(4) 情報の共有やいじめの認知

- ① 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(参考：法第23条第1項)

付記：「いじめ防止対策推進法」第23条第1項～第6項にある通り、いじめに関わる問題への対処にあたっては、いじめは深く密かに潜行する性格もあることから、いじめが存在する可能性を知った場合には、迅速かつ適切に、複数の職員が協働で、その事実の有無や事実関係の確認にあたることを旨とする。教職員が「いじめと思われる状態」に気が付いた時には、即座に口頭で管理職（あるいは生徒指導主事）に速報を届けることという職員の初動体制について、日頃からその共通理解を図る。

- ② 特定の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込んだり、学校いじめ対策組織に迅速に報告を行わないことがないように、管理職は、いじめの情報共有こそが早期対応の鍵であることを常に教職員に訴え、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に絶えず取り組む。
- ③ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。その実現のためにも、学校いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基にして組織的に対応できる体制を構築できるよう、常に自らの改良・整備に努めること。
- ④ 学校いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、共有をおこなう役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると職員個人で判断せずに、直ちに学校いじめ対策組織に報告・相談する。
- ⑤ 学校いじめ対策委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化に努める。

(5) 地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発

ア PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ 地域に開かれた道徳の授業を実施する。

- ② 情報発信及び基本方針の周知（学校だより、HPの活用等）

(6) 関係機関等との連携

- ① 市教委、警察、児童相談所、主任児童委員、民生児童委員等との連携
- ② たから保育園・佐々木小学校との連携強化

4 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止に向けた取組

- ① 法として制定された根拠の説明（保護者・生徒）
- ② 道徳の充実（道徳年間指導計画）
- ③ 人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育全体計画）
- ④ 社会性の育成
（ボランティア活動 職場訪問 縦割り班活動 小学生との合同挨拶運動 諸行事等）
- ⑤ 生徒の手による風土作り（「全校道徳」）
- ⑥ 情報モラル向上学習（ICTの活用）
- ⑦ 日常的な職員間、スクールカウンセラーとの積極的な連携・情報交換
- ⑧ 小中の連携を密にした情報交換
- ⑨ いじめ防止のための年間計画の作成
- ⑩ 学校基本方針や取組の点検・見直し

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置（スクールカウンセラーの活用）
- ② 定期的なアンケート（「スマイルアンケート」「心の温度アンケート」）を活用した教育相談の実施
付記：アンケート内容が適切であるか、生徒がアンケートに回答しやすい環境であるかなどについて、定期的に振り返り、十分配慮されているかを職員間で確認する。
- ③ 積極的な「子どもとともに1・2・3運動」の実施
- ④ 生活ノートの特検と日常観察
- ⑤ 生徒と職員の信頼関係の構築
- ⑥ 職員研修等でいじめ認知に関する共通理解を図る
- ⑦ いじめ・悩み事相談窓口（いじめ対策ポータル）の周知

(3) いじめへの即時対応の取組

- ① 組織を活用した状況調査（いじめ対策委員会等）
- ② 市教委への報告
- ③ いじめられている生徒の保護
- ④ いじめをしている生徒の指導
- ⑤ いじめられている生徒の保護者への対応
- ⑥ いじめをしている生徒の保護者への対応
- ⑦ その他の生徒に対する対応

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
ア 生徒が自殺を企図した場合
イ 身体に重大な障害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ 精神的な疾患を発症した場合
オ その他、校長が指示した場合
- ② いじめにより、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
ア 年間30日を目安
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手すること

イ 一定期間連続して欠席している場合

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したも
のとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 調査主体が学校の場合

ア 組織による調査体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための組織として調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 調査主体が学校の設置者となった場合

設置者の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に全面的に協力する。

(3) その他の留意事項

① 学校において、いじめの事実の有無を確認のための措置を講じた結果、重大事態の全体の事実関係が明確にされず、その一部だけが解明されたにすぎない場合もあることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、必要に応じて新たな調査を行う場合もある。

② 重大事態があった場合に、関係のある児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあることから、学校の設置者及び学校は児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

6 学校いじめ防止基本方針の自己点検と学区民への説明など

(1) 定期的な点検による改善

学校いじめ防止方針を基に、実効性の高い取組を一層充実していくために、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すことができるように、PDCAサイクルに沿って絶えず点検・改善を行う。

(2) 保護者や地域住民への周知

学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できような措置を講ずるよう努力し、それとともに、年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明し、周知を図るとともに、連携体制を強化する場を年間行事計画に位置付け計画的に実施することとする。

(3) 児童生徒、保護者に対しての「いじめの相談や通報の窓口」の周知

年度始めに「いじめ防止基本方針」を児童生徒、保護者、関係機関に説明し、ホームページ等で周知を図る際に、

「基本方針」の概要を説明するとともに、学校における「いじめの相談窓口や通報等の窓口、及び担当者」を務める職員名や連絡先を伝えることとする。

基本的には、「いじめの相談窓口や通報等の窓口、及び担当者」を、教頭とし、その補佐を生徒指導主事が務めることとする。